報告第１号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和５年２月２８日提出

飛騨市長　　都　竹　　淳　也

記

項　　目		内　　容
発生日時・場所		令和５年１月８日　午前１０時２５分頃 飛騨市古川町[redacted]付近
事故の概要		古川消防署所管の水槽付消防ポンプ自動車にて、古川町[redacted]地内へ地水利調査に出向した際、車両を方向転換するため相手方私有地内へ車両を進入させたところ、個別浄化槽上部のマンホールを破損させた。
相手方		飛騨市古川町[redacted] [redacted]
相手方損害額 市の過失割合		５７，４２０円 １００％
損害賠償金		５７，４２０円
内訳	保険金	５７，４２０円
	一般財源	０円
専決年月日		令和５年２月１４日　専決第２号